

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月14日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第10号

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和54年佐賀県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（所長の専決事項） 第8条の2 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 （1）・（2） 略 （3） 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、フェムケア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。 （4）～（8） 略 2・3 略	（所長の専決事項） 第8条の2 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 （1）・（2） 略 （3） 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、フェムケア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人<u>その他職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）第14条第1項の人事委員会規則で定める者</u>として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。 （4）～（8） 略 2・3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。